

自主避難所
開設・運営マニュアル

令和2年8月

蓮田市

目次

I 総括

1. マニュアル作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2. 自主避難所の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 自主避難所の運営に関わる者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4. 自主避難所開設・運営等の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

II 市の役割

1. 自主避難所開設の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 避難所対策班の編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. 自主避難所受入の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
4. 自主避難所開設の広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
5. 自主避難所受入の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
6. 自主避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
7. 自主避難所閉鎖の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
8. 自主避難所閉鎖の広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
9. 自主避難所の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
10. 大規模災害へ発展した場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

III 施設管理者の役割

1. 自主避難所開設の連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
2. 自主避難所受入の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3. 自主避難所受入の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
4. 自主避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
5. 自主避難所の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

IV 自主防災組織の役割

1. 自主防災組織への連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
2. 自主避難所受入の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
3. 自主避難所受入の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4. 自主避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
5. 自主避難所の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
6. 自主防災組織 小学校区一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

V 自主避難者の役割

1. 自主避難所へ行く前に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
2. 避難所に着いたら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
3. 自主避難中の行動など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
4. 自主避難所が閉鎖される際には・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
5. ペット同伴での避難について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

VI 避難所の仕様

- 洪水時避難所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 洪水時・風水害時避難所（自主避難所）地区別開設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

Ⅶ	備蓄資機材	
1.	備蓄資機材の主なもの	19
2.	その他の備蓄資機材	19
Ⅷ	広報文作成例	
	○防災行政無線・安心安全メール・市HP・広報車の広報文例	20
Ⅸ	自主避難所でのルール掲示	
	○自主避難所の利用にあたってのお願い	22
X	報告様式等	23
XI	改定履歴	23

様式集

(1)	様式2 避難者カード	24
(2)	様式3 外出届	25
(3)	様式4 退所届	26
(4)	様式5 定時報告書	27

I 総 括

1. マニュアル作成の目的

蓮田市では、令和元年10月12日に台風19号が関東地方を直撃した際、初めて自主避難所12か所を開設した。この経験を踏まえ、自主避難所に特化したマニュアルを作成し、実務的な内容についてまとめたものである。

自主避難所開設の目的は、自主的に避難した者の不安等を和らげるとともに、被災を未然に防ぎ、気象情報等必要な情報を提供することなどである。

このマニュアルは、上記の目的を達成するため、自主避難所に自主的に避難する者や、自主避難所の運営に関わる者の役割分担、また、実施する事項を明確にするために策定するものである。

2. 自主避難所の定義

自主避難所とは、市が発令する避難情報（避難勧告、避難指示など）によるものではなく、台風の接近や長時間降り続く雨などにより、河川の増水や内水氾濫、暴風による災害のおそれがあり、自宅での待機に不安や危険を感じた住民が、自己の判断で一時的に避難する避難所を言う。

自主避難所の受入対象者は、自主避難する場所として、知人や親戚の家などの安全な場所の確保が困難な者で、災害発生のおそれが高まり、事前に避難を希望する者である。

3. 自主避難所の運営に関わる者の役割

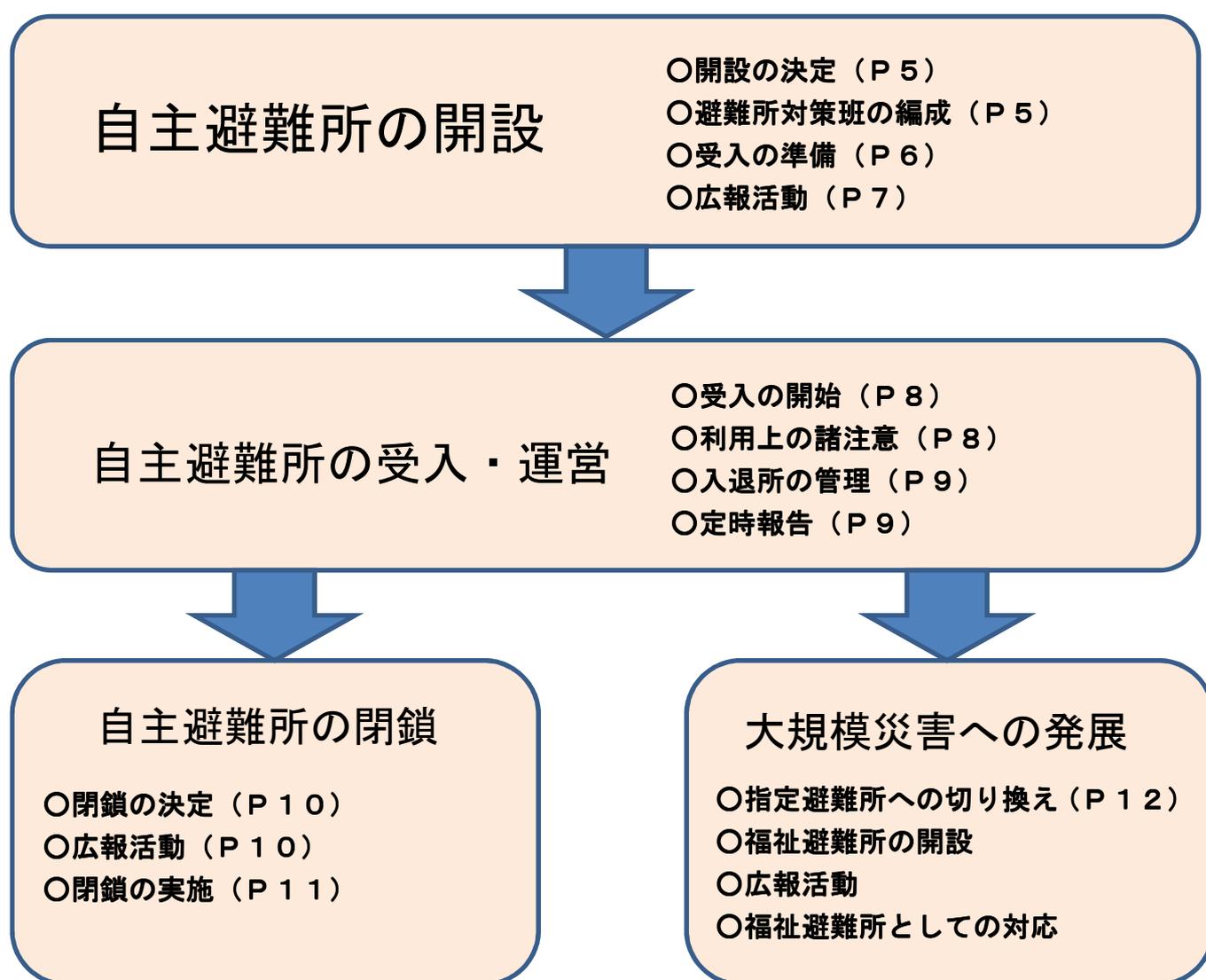
自主避難所の運営に関わる者	主 な 役 割 等
1. 水防本部（災害対策本部） 本部運営班 市民対策班（情報発信班）	○開設及び閉鎖の決定（水防本部・災害対策本部） ○広報活動（情報発信班） ○避難所対策班からの報告に基づく対策の検討
2. 避難所対策班	○開設準備・開設・運営・閉鎖・撤収 ○水防本部・対策本部の決定に基づく対策班の編成
3. 公共施設管理者	○開設・運営・閉鎖への協力 ○管理施設のカギの授受 ○施設利用者との連絡調整
4. 自主避難者	○避難中に必要となる食料・日用品等を持参して自主避難 ○避難所対策班・施設管理者等の指示に従い、適切に避難所を利用

4. 自主避難所開設・運営等の流れ

市は、台風等の接近が予想される数日前から自主避難所開設の有無等について検討を行う。開設決定後は以下の順に受入れの準備、広報活動を行った後に自主避難者を受入れ、避難所担当職員を中心に自主避難所を運営する。

また、水防本部（災害対策本部）の決定により自主避難所を閉鎖する他、大規模災害へ発展した際は、自主避難所から指定避難所・福祉避難所に切換えて避難所対応を行う。

しかし、流行性の感染症などの蔓延化においては、感染拡大防止のため開設の有無および開設順序にあたっては、慎重に検討を行う。



Ⅱ 市の役割

1. 自主避難所開設の決定（台風等の接近の1日前までに実施）

○自主避難所開設の判断基準

市水防本部（災害対策本部）は、避難情報（避難勧告・避難指示等）を発令する基準には達していないが、以下の判断基準により、自主避難所の開設について検討・決定する。

市の判断基準

- 関東地方南部へ台風が接近・上陸する恐れがある。
- 前線が刺激されることに伴う大雨が予想される。
- 住民からの避難に関する問合せや、避難所開設の要望が多数寄せられている。
- 現に、公共施設等へ自主避難者が避難してきており、自主避難所の開設を求めている。
- その他自主避難所開設の必要があると認められる。

自主避難所開設の検討・決定

2. 避難所対策班の編成（自主避難所開設決定後、速やかに実施）

○「台風等の大雨対策に係る運用指針<水防本部会議決定事項>」に基づき、避難所開設数や個々の避難所の避難者数等を勘案し、避難所対応班を編成するとともに、自主避難者の受入準備に着手する。

自主避難所の設置については、避難所対策班（国保年金課・教育総務課）が中心となり、避難所の開設が複数にわたるときは、健康福祉部、教育委員会全体で対応にあたる。

なお、各施設の避難所担当者について、あらかじめ毎年度当初に決めておく事が望ましい。

3. 自主避難所受入の準備（避難所対策班編成後、速やかに実施）

（1）自主避難所のレイアウト

○自主避難所の開設にあたり、以下の表を参考にレイアウトを行う。

設置スペース	役割	割当場所	備考
①自主避難者受付	自主避難者の入退所管理	玄関付近のロビー等	自主避難者の入出確認ができる場所
②自主避難者名簿記載スペース	自主避難者が避難者名簿に記入	受付に隣接し設置	プライバシー確保に努める
③自主避難者受入スペース	一般自主避難者の居住スペース	体育館フロア、ホールなど	効率的な居住区画の設定
④要配慮者スペース	特別な配慮が必要な者のスペース	体育館の一部に区画設定	公共施設では、和室を優先使用
⑤情報コーナー	自主避難者への情報提供	情報共有に適した場所	テレビ・ラジオ等の効果的な設置

（2）自主避難所内の必要備品・事務用品等の配置

○レイアウトと同時に、必要な備品や消耗品等を準備する。また、状況により各施設に備えられている備品等も活用する。

設置場所	準備する備品、消耗品等
①自主避難者受付	<ul style="list-style-type: none"> ・「自主避難所開設・運営マニュアル」（1冊） ・筆記用具（数本）※ボールペンに加え蛍光ペン等も準備 ・傘袋、外履き用ビニール袋（必要に応じて準備） ・自主避難所カンバン（入口付近に自主避難所開設中の表示） ・カンバン固定の針金等 ・連絡用移動系防災無線・IP無線等
②自主避難者名簿記載スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者カード（様式2）（自主避難者数に応じて準備） ・筆記用具（避難者数の増加に備え、多めに準備）
③自主避難者受入スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトボード、黒板（注意事項・情報提供に使用） ・ブルーシート、段ボール間仕切（避難者数等により状況判断） ・注意事項の張紙（様式1） ・ゴミ袋の配置（分別）※原則は避難者が持ち帰る ・電気ポット（1施設あたり3台）※それぞれ別コンセントを使用（公共施設は施設所有の電気ポットを利用） ・発電機、燃料、灯光器、延長ケーブル（停電対策）
④要配慮者スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート、段ボール間仕切（優先的に設置） ・注意事項の張紙（様式1）
⑤情報コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ若しくはラジオ ・ホワイトボード、黒板等（情報提供等に使用）

(3) その他の配置・準備等

① 駐車場

避難所となる学校等について、事前に駐車場所や注意事項の確認を行い、校庭を利用するときは、事前に駐車スペースが分かるようラインを引くなどの準備を行う。

また、正門などを開門しておく。

② トイレ

あらかじめ、トイレの故障、洗浄機能や照明の確認、トイレトーパー、汚物入れビニール袋などの準備を行う。

③ 学校施設管理者との連絡調整

非常時に備え、教育総務課を通じて学校施設管理者の緊急連絡先を確認するとともに、夜間の移動等にも対応できるよう開設する学校施設の外灯の点灯依頼を行う。

④ 公共施設管理者との連絡調整

公共施設を自主避難所として開設する場合、施設管理者と避難所対策班が連絡調整を行い、現に公共施設に従事している職員と鍵の授受等について打合せを行う。

(4) 避難所準備完了の報告

○避難所設営終了後、各避難所の担当職員は、避難所対策班の班長に報告する。また、避難所対策班の班長は、開設予定の全ての自主避難所において準備が完了した際は、本部運営班に報告するものとする。

4. 自主避難所開設の広報活動

(1) 住民への広報

市民対策班（情報発信班）は、自主避難所開設の日時等が水防本部会議により決定した場合、以下の方法により広報活動を行う。

なお、記事の掲載等にあたっては、必ず「自主避難所」であることを明示すること。

情報伝達の方法

① 埼玉県災害オペレーション支援システムを利用したNHKデータ放送等への情報掲示

② 蓮田市HP「緊急・災害情報」への記事掲載

③ 「安心・安全メール」による一斉配信

④ 防災行政無線による放送（緊急一括放送・時差放送等を組合せ、複数回放送する）

⑤ 広報車による広報活動

※防災行政無線が聞き逃し対策として、「防災放送確認ダイヤル 048-765-8671」を周知

(2) 関係機関への周知

市民対策班（情報発信班）は、自主避難所の治安維持のため、パトロール活動を実施してもらうよう、岩槻警察署警備課（048-757-0110）へ自主避難所の開設状況を連絡する。

5. 自主避難所受入の開始

○受入の手順

①自主避難所の説明

自主避難所へ自主的に避難してきた方に対し、自主避難所の位置づけや利用上の注意事項について、掲示物（様式1）等を利用して説明する。

②自主避難者名簿の記入

自主避難所の位置づけや、注意事項について了承した避難者に対して、世帯ごとに避難者カード（様式2）を記入し提出してもらう。

③受入スペースへの誘導

避難者名簿から自主避難者の特性を勘案し、また必要に応じて聞き取り調査を行い、一般向けの避難スペースもしくは要配慮者スペースへ誘導する。

自主避難所利用上の諸注意

- ①自主避難所への避難途中及び退所後の帰宅途中の安全確保については、避難者の責任において行動すること。自主避難所内での貴重品等の管理も同様に、避難者の責任において管理すること。
- ②自主避難する際は、家族や知人に居場所を知らせておくこと。
- ③自主避難前に、自主避難所の開設状況の確認をすること。
- ④原則として食料品・日用品等の提供は行わない。あらかじめ各自で1日分の食料・飲料水・その他の必要品について、最低限の準備をして避難すること。（停電時以外、お湯の提供は可能）
- ⑤自主避難所敷地内は禁煙とし、酒類の持ち込みやペットの同伴は禁止すること。
（ペット同伴の自主避難者は、所定の自主避難所に避難する）
- ⑥避難者は、入所・退所・外出時には、所定の避難者カードに必要事項を記入し、受付に提出すること。
- ⑦指定した部屋とトイレ以外は使用禁止とし、備え付けの物品などに手を触れないこと。
- ⑧発生したゴミなどは必ず持ち帰るとともに、退所時に入所者同士が協力して、使用した部屋などを必ず清掃すること。

- ⑨「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示」の発令時には、高齢者や障害のあるかたが避難所に避難することがある。事前に自主避難されている方の中で、健康な方は場所や部屋の移動をお願いすることがあること。
- ⑩気象・災害情報の収集については、各自でご持参の携帯ラジオ、携帯電話等で収集すること。

6. 自主避難所の運営

(1) 入退所管理

自主避難所の担当者は、受付に待機し、入退所（外出を含む）管理を行い、収容人数の把握に努める。

また、外出や退所を希望する者には、外出届（様式3）又は退所届（様式4）に必要事項を記入してもらい、所在不明となることが無いように注意する。

(2) 定時報告

自主避難所の担当者は、本部運営班に対し、正時毎に次の事項について定時報告書（様式5）に記入の上、移動系防災無線・IP無線等により報告すること。

報告する事項

- ①自主避難所の名称（施設名）・担当者名・担当時間帯
- ②現在収容人数及び世帯数
- ③ピーク時収容人数及び世帯数
- ④自主避難者の避難状況など（新たな受入可・混雑・新たな受入不可等）
- ⑤体調不良者・福祉避難所への移送が適当な者等の有無
- ⑥新たに必要となった資機材の有無
- ⑦その他支援を必要とする事項

(3) 備蓄資機材の利用

自主避難所は、あくまでも一時的、自主的な避難を受け入れる「避難場所の提供」を目的としている。したがって、食料・日用品等については、自主避難者が自身で準備し持参していただく事を原則とする。

自主避難所の担当者は、この原則に従い自主避難所の運営を行うこととするが、自主避難者の状況により、一部備蓄資機材の使用が自主避難者の一時避難にとって有用であるときは、避難所対策班の班長に報告し、備蓄資機材等の一部利用について判断を仰ぐものとする。

また、資機材を使用した場合は、各避難所担当職員が定時報告書（様式5）に記入する。

備蓄資機材の一部利用例

- ①体育館床に敷くブルーシート
- ②自主避難者が持参したカップ麺等のインスタント食品にお湯を使用するための電気ポット
- ③停電時に使用する発電機、投光器、燃料等
- ④特別な配慮が必要な自主避難者に使用する段ボール間仕切り

(4) 自主避難者の移送等

自主避難は、一時的、自主的な避難所である。自主避難所開設時は、避難勧告等の発令等がない状況での避難となるため、避難所への移動や避難所から自宅・親類・知人宅等への移動についても自力で行っていただくこととする。

(5) その他の留意事項

自主避難所担当職員は、避難所での対応に苦慮する場合、避難所対策班の班長に報告し、支援を求める。また、避難所対策班の班長は、班内での対応が困難と判断した場合、本部運営班に支援を求める。

7. 自主避難所閉鎖の決定

○自主避難所閉鎖の判断基準

市水防本部（災害対策本部）は、自主避難所開設の理由となった危険が去ったと判断した場合に、自主避難所の閉鎖を決定する。

また、閉鎖決定の判断は、以下の事由を参考に、総合的に勘案して行なうものとする。

自主避難所の閉鎖を決定した場合、本部運営班は避難所対策班の班長に連絡し、班長から各避難所担当職員に指示する。

市の判断基準

- 発令されていた警報等が解除された場合
- 台風等が通過し、市が暴風域の圏外となった場合
- 洪水、浸水等の被害がなく、自主避難者が帰宅できることが確認された場合
- その他、自主避難所開設の必要が無いと認められた場合

自主避難所閉鎖の検討・決定

8. 自主避難所閉鎖の広報活動

(1) 住民への広報

市民対策班（情報発信班）は、自主避難所閉鎖が水防本部会議により決定した場合、以下の方法により広報活動を行う。

なお、「情報伝達の方法」については、「4. 自主避難所開設の広報活動」「(1) 住民への広報」と同様とする。

(2) 関係機関への周知

岩槻警察署警備課（048-757-0110）へ自主避難所の閉鎖状況を連絡する。

9. 自主避難所の閉鎖

市水防本部（災害対策本部）の決定に従い、避難所対策班の班長から閉鎖作業の開始指示を受けた避難所担当職員は、以下の手順で速やかに自主避難所を閉鎖する。

①自主避難者への周知

- ・ 収容している自主避難者の状況を観察しながら、自主避難所閉鎖を伝達する。
- ・ 退所の準備を始めていただくよう周知するとともに、使用場所の清掃に協力していただくよう促す。

②施設の原状回復及び清掃

- ・ 掲示物等を撤去し、備品等を原状の位置に戻す。
- ・ 自主避難者に協力を依頼し、使用した場所の清掃を行う。
（資機材を使用した場合は、その片付け等も協力依頼する）

③資機材等の確認・収納

- ・ 使用した資機材の確認及び持ち帰り品の整理
- ・ 防災倉庫から使用した資機材の整理、格納
（使用した資機材について、定時報告書（様式5）に記入し提出すること）

④自主避難者の退所

- ・ 全ての自主避難者を見届けることにより、退所確認を行うこと。
（自主避難所の閉鎖による場合、退所届の提出は不要とし、避難所の閉鎖時刻を退所時間とする。）

⑤施設の施錠及び本部への報告

- ・ 使用した施設は、必要により施設管理者に代わり施錠する。なお、学校施設については、学校管理者の確認を要する場合があるので、施錠前に避難所対策班の班長より学校施設の管理者に電話確認を行う。
- ・ 避難所対応職員は、閉鎖完了後、速やかに避難所対策班の班長に連絡し、資機材や避難者名簿等を返却する。（班長は提出物を取りまとめ本部運営班に報告する。）

10. 大規模災害へ発展した場合の対応（指定避難所への切り換え）

自主避難所開設中において、災害規模が拡大し、避難勧告等が発令された際には、警戒区域の自主避難所を閉鎖し、指定避難所を開設する。以降、「蓮田市避難所運営マニュアル」に従い、避難所の運営を行うこととなる。

また、2次的な避難所として必要に応じて福祉避難所を開設する。

Ⅲ 施設管理者の役割

1. 自主避難所開設の連絡（自主避難所開設決定後、速やかに実施）

○市水防本部（災害対策本部）が自主避難所の開設を決定した際は、以下の手順により開設する学校施設及び公共施設へ連絡を行う。

施設種別	連絡方法
学校施設 （市内小・中学校体育館）	教育総務課は、各学校へ電話連絡する。 休日・夜間については、直接、学校施設管理者に連絡する。
公共施設 （中央公民館・勤労青少年ホーム等の施設）	各施設を管理している所管課は、それぞれの公共施設に電話連絡する。

2. 自主避難所受入の準備

○施設職員は、自主避難所の開設時間に合わせ、避難所担当職員と協力し受入れの準備を行う。受入れの準備は「Ⅱ市の役割」、「3. 自主避難所受入の準備」に準じて行う。

3. 自主避難所受入の開始

○施設職員は、避難所担当職員と協力し自主避難者の受入れを行う。自主避難所受入の開始は、「Ⅱ市の役割」、「5. 自主避難所受入の準備」に準じて行う。

4. 自主避難所の運営

○施設職員は、避難所担当職員と協力し、避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際に調整や助言を行うなど、施設の活用に関することを中心に運営の支援を行う。自主避難所の運営は、「Ⅱ市の役割」、「6. 自主避難所の運営」に準じて行う。

5. 自主避難所の閉鎖

○施設職員は、避難所担当職員、自主避難者と協力して、自主避難所の閉鎖に向けた作業を実施するにあたり、調整や助言を行う。また、施設内の備品等が破損していないかなどの確認を行い、自主避難者が退所した後、必要に応じて施錠を行う。

Ⅳ 自主防災組織の役割

1. 自主防災組織への連絡（自主避難所開設決定後、速やかに実施）

○市水防本部（災害対策本部）が自主避難所の開設を決定した際は、以下の手順により開設する自主防災組織関係者へ連絡を行う。

連絡先	連絡方法
①蓮田市自主防災組織協議会 会長	危機管理課は、協議会会長へ電話連絡し、開設自主避難所名および、担当自主防災組織を報告する。
②担当自主防災組織	開設自主避難所の担当自主防災組織の役員へ、開設・運営の支援要請を電話にて依頼する。（1 組織 2 名を応援要請）

※各自主防災組織への連絡は、『蓮田市自主防災組織協議会』連絡先一覧を活用する。

2. 自主避難所受入の準備

○自主防災組織は、自主避難所の開設時間に合わせ、避難所担当職員と協力し受入れの準備を行う。受入れの準備は「Ⅱ市の役割」、「3. 自主避難所受入の準備」に準じて行う。

3. 自主避難所受入の開始

○自主防災組織は、避難所担当職員と協力し自主避難者の受入れを行う。自主避難所受入の開始は、「Ⅱ市の役割」、「5. 自主避難所受入の準備」に準じて行う。

4. 自主避難所の運営

○自主防災組織は、避難所担当職員と協力し、避難所運営の支援を行う。
自主避難所の運営は、「Ⅱ市の役割」、「6. 自主避難所の運営」に準じて行う。

5. 自主避難所の閉鎖

○自主防災組織は、避難所担当職員、自主避難者と協力して、自主避難所の閉鎖作業を実施する。

6. 自主防災組織 小学校区一覽

自主防災組織組織 小学校区一覽		令和2. 4. 1現在	
自主防災組織名		小学校区	
1	大陸団地自主防災会	蓮田北小学校	
2	西新宿4・5丁目自治会自主防災会	黒浜西小学校	
3	殖産自主防災会	黒浜小学校	
4	前口第二自治会自主防災会	蓮田南小学校	
5	藤の木第二自治会自主防災会	黒浜南小学校	
6	蓮田駅前団地自主防災・防犯会	蓮田南小学校	
7	西洋関山自主防災会	蓮田中央小学校	
8	西城自主防災会	黒浜西小学校	
9	グリーンタウン自治会自主防災・防犯会	黒浜南小学校	
10	椿山自主防災会	黒浜北小学校	
11	藤の木第一自主防災・防犯会	黒浜南小学校	
12	長崎第二自主防災会	黒浜小学校	
13	西新宿2・3丁目自主防災会	黒浜西小学校	
14	西新宿1・6丁目自治会自主防災会	黒浜西小学校	
15	みずほ団地自治会自主防災会	黒浜小学校	
16	蓮田市久台安心ネット	★	蓮田中央小学校 蓮田南小学校
17	新井第2自主防災会	黒浜小学校	
18	馬込第二自治会自主防災会	蓮田南小学校	
19	南新宿請野自主防災会	黒浜北小学校	
20	蓮田ビューパレー自主防災・防犯会	蓮田南小学校	
21	関山三丁目自主防災会	蓮田中央小学校	
22	閨戸浮張自主防災会	★	平野小学校 蓮田北小学校
23	蓮田桜台自主防災・防犯会	黒浜南小学校	
24	南新宿染谷自主防災会	黒浜北小学校	
25	平野団地自主防災会	平野小学校	
26	南新宿宿自主防災会	黒浜北小学校	
27	上町一丁目自治会自主防災・防犯部	蓮田中央小学校	
28	綾瀬自治会「ありがとう！防犯防災会」	蓮田中央小学校	
29	関山二丁目自治会防災組織	蓮田中央小学校	
30	御前橋自治会自主防災会	★	蓮田中央小学校 蓮田南小学校
31	新井第一自治会防犯防災委員会	黒浜小学校	
32	末広町自主防災会	★	蓮田中央小学校 蓮田南小学校
33	岡の島自主防災会	黒浜小学校	
34	蓮田山ノ内防犯防災会	蓮田中央小学校	
35	笹山自治会自主防災会	黒浜南小学校	
36	貝塚団地自治会自主防災会	蓮田北小学校	
37	南蓮田自治会自主防災部	蓮田南小学校	
38	根金大山自主防災・防犯会	平野小学校	
39	馬込第四自主防災会	蓮田南小学校	
40	川島団地自主防災会	黒浜南小学校	
40団体/44自治会		★	学校区が2校にまたがる自治会区
			平野小学校 3
			蓮田北小学校 3
			黒浜西小学校 4
			黒浜北小学校 4
			蓮田中央小学校 9
			黒浜小学校 6
			黒浜南小学校 6
			蓮田南小学校 9
			44

V 自主避難者の役割

○自主避難所の開設にあたり、自主避難者が避難を始める前から自主避難所が閉鎖されるまでの行動や役割について。

1. 自主避難所へ行く前に

- ①自主避難所の開設状況（開設施設・開設時間等）を必ず市HPや安心安全メールもしくは電話問合せにより確認する。
- ②自主避難する際は、家族や知人に居場所を知らせておく。
- ③自主避難所への避難途中及び退所後の帰宅途中の安全確保については、避難者の責任において行動する。
- ④自主避難所での一時避難において使用する、食料、飲料水、その他の日用品等必要なものを各自で用意する。
※停電時以外は電気ポットによるお湯の提供は可能。
※体育館への自主避難は、屋内履き（スリッパ等）の用意が必要

2. 避難所に着いたら

- ①乗用車等で避難してきた者は、自主避難所担当職員の指示に従い、既定の駐車スペースに駐車する。（自主避難所駐車場で起きた事故については、市は一切責任を負わないので注意すること。）
- ②靴や傘などを所定の袋に入れ、各自で管理する。
- ③自主避難所の位置づけや利用上の注意事項について必ず確認し、自主避難所担当職員の指示に従い、受付において世帯毎に「避難者カード」を記入し提出する。
- ④自主避難所担当職員に案内された避難スペースへ移動する。

3. 自主避難中の行動など

- ①自主避難所では避難所担当職員の指示に従い、他の自主避難者の迷惑にならないよう過ごすこと。（就寝時間等については、避難所対策班が決定し指示する。）
- ②自主避難所敷地内は火気厳禁（禁煙）とし、酒類の持ち込みやペットの同伴は禁止すること。（ペット同伴の自主避難者は、所定の自主避難所に避難する。）
- ③指定した部屋とトイレ以外は使用禁止とし、備え付けの物品などに手を触れないこと。
- ④気象・災害情報の収集については、各自で持参の携帯ラジオ、携帯電話等で収集すること。
- ⑤貴重品の管理方法や、女性や子どもが1人で行動しないなど、犯罪に巻き込まれないために、自主避難者全員で防犯に心がけること。
- ⑥自主避難者が都合により退所、外出する際は、必ず退所届もしくは外出届を避難所担当職員に提出すること。

4. 自主避難所が閉鎖される際には

- ①発生したゴミなどは必ず持ち帰るとともに、避難所担当職員指示のもと、退所時に入所者同士が協力して、使用した部屋などを必ず清掃すること。
- ②自主避難所開設中において、災害規模が拡大し、避難勧告等が発令された際には、警戒区域の自主避難所を閉鎖し、指定避難所を開設するので注意すること。
- ③市水防本部（災害対策本部）の決定による自主避難所閉鎖に伴う退所については、退所届提出の必要は無い。（退所時間は、避難所の閉鎖時間となる。）
- ④自主避難所を退所し自宅等へ帰る際には、自己の責任において事故等に十分注意すること。

5. ペット同伴での避難について

- ペット同伴の自主避難者も、原則として一般の自主避難者と同様の役割とするが、次のことに留意して避難する。
- ①ペット同伴での自主避難所（以下、「ペット避難所」という）開設の有無や開設場所等について、市HP、安心安全メールもしくは電話問合せにより確認する。
 - ②ペットの持込は、ケージでの移動ができる犬・猫・その他の小動物とし、自主避難場所（部屋）等でケージから出さないように管理すること。
 - ③ペット同伴の自主避難場所（部屋）については、必ず避難所担当職員の指示に従い、他の場所への持込みを行わないこと。
 - ④ペットの食料（エサ）等、その他ペットの飼育に必要なものは、自主避難者が持参する。また、ペットの食料、排泄物等により、室内を汚す事が無いよう配慮すること。
 - ⑤ペット避難所の閉鎖にあたっては、全ての自主避難者が協力し、使用した部屋などを必ず清掃すること。
 - ⑥原則として、ペットの種類により避難場所（部屋）を分けることはできないこと。
 - ⑦持込んだペットの種類、状況によっては、避難所担当職員もしくは施設管理者から持込みを断る場合があるので注意すること。

VI 避難所の仕様

○洪水時・風水害時避難所 一覧表

避難所 No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症 対応収容 人数(人)
2	老人福祉センター	蓮田 4-236	769-1455	340	206	56
3	蓮田南小学校	東 6-9-11	768-0074	978	592	163
4	中央公民館	東 6-1-8	769-2002	492	298	82
6	蓮田中央小学校 ●	関山 3-6-1	768-0073	726	440	121
7	蓮田中学校	閩戸 147-1	768-0064	1,101	667	183
8	蓮田北小学校	閩戸 3236	766-2015	727	440	121
9	コミュニティセンター▲	貝塚 1015	766-8377	410	248	68
11	黒浜南小学校	黒浜 722	769-4814	789	478	131
13	黒浜小学校	黒浜 3069	768-1047	779	472	129
14	黒浜中学校	黒浜 4748	768-0314	888	538	148
15	黒浜西中学校	黒浜 3862	768-5454	1,008	610	168
16	黒浜北小学校	南新宿 800	768-4180	785	475	130
17	黒浜西小学校 ▲	西新宿 3-84	769-3169	737	446	122
18	平野中学校	井沼 932	766-9003	881	534	146
19	平野小学校	井沼 937	766-1308	677	410	112
20	農業者トレセン ▲	井沼 1071	766-5974	880	533	146
27	蓮田松韻高等学校	黒浜 4088	768-7820	1,750	1,060	291
29	図書館 ●	上 2-11-7	769-5198	216	130	36
30	勤労青少年ホーム	見沼町 4-3	768-8743	670	406	111
31	中央公民館関山分館▲	関山 4-5-32	769-7833	348	217	58
33	蓮田特別支援学校	黒浜 4088-4	769-3191	698	418	116
合 計				15,880	9,618	2,848

※「避難所No.」 は、自主避難所開設施設（6施設）

は、避難者数や地域の状況等により、自主避難所追加開設検討施設

は、避難準備・高齢者等避難（レベル3）以上で開設する避難所

※「避難所施設名」が赤字の自主避難所は、施設の一部（会議室等）をペット同伴で避難が可能なペット避難所とする。

※●印は、浸水想定を考慮し、避難所の利用を建物の2階以上とする。

※▲印は、自主避難所（風水害時避難所）のみとし、国管理河川【荒川・利根川・小山川】による洪水発生時（レベル3以上）は避難所の対象外とする。

○洪水時・風水害時避難所（自主避難所）地区別開設一覧

●蓮田地区

避難レベル	地区	蓮田地区									
	小学校区	蓮田南小学校区			蓮田北小学校区			蓮田中央小学校区			
	施設名	老人福祉センター	蓮田南小学校	中央公民館	蓮田中学校	蓮田北小学校	コミュニティセンター	図書館	蓮田中央小学校	勤労青少年ホーム	中央公民館隣山分館
	種別	公共施設	学校	公共施設	学校	学校	公共施設	公共施設	学校	公共施設	公共施設
	収容可能人数(人)	206	592	298	667	440	248	130	440	406	217
	感染症対応収容可能人数(人)	56	163	82	183	121	68	36	121	111	58
自主避難				○(ペット)		○	●			○(ペット)	●
避難準備・高齢者等避難(レベル3)		○	○	○(ペット)	○	○	×	○	○	○(ペット)	×
避難勧告・指示(レベル4)		○	○	○(ペット)	○	○	×	○	○	○(ペット)	×
災害発生情報(レベル5)		○	○	○(ペット)	○	○	×	○	○	○(ペット)	×

●黒浜地区

避難レベル	地区	黒浜地区							
	小学校区	黒浜南小学校区		黒浜小学校区			黒浜西小学校区		黒浜北小学校区
	施設名	黒浜南小学校	黒浜小学校	黒浜中学校	蓮田松嶺高等学校	蓮田特別支援学校	黒浜西小学校	黒浜西中学校	黒浜北小学校
	種別	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校
	収容可能人数(人)	478	472	538	1,060	418	446	610	475
	感染症対応収容可能人数(人)	131	129	148	291	116	122	168	130
自主避難			○				●		○
避難準備・高齢者等避難(レベル3)		○	○	○	○	○	×	○	○
避難勧告・指示(レベル4)		○	○	○	○	○	×	○	○
災害発生情報(レベル5)		○	○	○	○	○	×	○	○

●平野地区

避難レベル	地区	平野地区		
	小学校区	平野小学校区		
	施設名	平野中学校	平野小学校	農業者トレセン
	種別	学校	学校	公共施設
	収容可能人数(人)	534	410	533
	感染症対応収容可能人数(人)	146	112	146
自主避難				○
避難準備・高齢者等避難(レベル3)		○	○	×
避難勧告・指示(レベル4)		○	○	×
災害発生情報(レベル5)		○	○	×

●市内合計

段階	開設避難所数
自主避難	6か所
レベル3以上	17か所

- ◇ 各施設の収容可能人数は、1人当たり 1.65㎡にて算定。
新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた、収容可能人数は、1人当たり 6㎡にて算定。
各小中学校は、屋内運動場(体育館)にて算定、多数の避難者により収容が困難な場合は、教室での受け入れも検討する。
- ◇ 自主避難所は台風などの接近に伴い、風水害による被害が予想される場合、原則として、○印6か所を開設する。
さらに、避難者数や地域の状況等により、●印を自主避難所として追加開設する。
●印は、自主避難所(風水害時避難所)のみとし、国管理河川【荒川・利根川・小山川】による洪水発生時(レベル3以上)は避難所の対象外とする。
- ◇ 特に多数の自主避難者が想定される黒浜北小学校区については、避難者の状況により黒浜西中学校、黒浜北小学校を避難所として同時に開設する。
- ◇ 避難準備・高齢者等避難(レベル3)以上の避難レベルについては、地域を限定して避難行動の発令をした場合を除き、地域防災計画に定めのある洪水時避難所を全て開設する。
- ◇ 各学校における避難所開設場所は、蓮田中央小学校を除き、原則として体育館とする。
- ◇ ○印の自主避難所については、ペットをゲージに入れ持ち込んだ場合のみ、同伴での避難を可とする。
- ◇ 原則としてこの表のとおり順次避難所を開設するが、災害の状況や被災地域が限定される場合は、随時変更し、関係する住民に周知する。

VII 備蓄資機材

1. 備蓄資機材の主なもの

(1) 学校施設

No.	資機材名	個数
1	アルファ米	約 1,000 食
2	保存水 (500ml)	約 200 本
3	便袋	約 1,500 枚
4	ブルーシート	約 30 枚
5	毛布	約 100 枚
6	電気ポット	3 台
7	救急箱 (20 人用)	1 箱

(2) 公共施設

No.	資機材名	個数
1	アルファ米	約 300 食
2	保存水 (500ml)	約 200 本
3	便袋	約 400 枚
4	ブルーシート	約 20 枚
5	毛布	約 100 枚
6	電気ポット	各施設による
7	救急箱	各施設による

2. その他の備蓄資機材

(1) 食料

・缶入りパン ・ライスクッキー ・ミルクスティック ・粉ミルク など

(2) 資機材

・簡易トイレ ・トイレットペーパー ・生理用品 ・懐中電灯 ・発電機 ・投光器
・段ボール間仕切 ・非常用飲料水袋 など

(3) 生活用品類

・アルミブランケット ・タオル、バスタオル ・おむつ (大人/子供用) ・下着 など

(4) 救助具類

・エアマット ・土のう袋 ・簡易ベッド ・担架 ・車いす など

(5) 食器類

・皿 (深皿/平皿/小皿等) ・スプーン ・お盆 など

VIII 広報文作成例

○防災行政無線・安心安全メール・市HP・広報車の広報文例

(1) 防災行政無線

【上りチャイム】

こちらは、「ぼうさいはすだ」です。

蓮田市水防本部（災害対策本部）からお知らせします。

台風〇〇号の接近に伴い、自主避難所として〇〇小学校、…を〇〇時に開設します。
(開設しています。)

ペット避難所については、ホームページをご覧ください。

自主避難所には食事や寝具などはありません。必要なものは、各自で準備してください。

早めの避難を心がけましょう。

〈2回繰り返し〉 以上、「ぼうさいはすだ」です。

(2) 安心安全メール

自主避難所を開設します（開設しました）

蓮田市水防本部（災害対策本部）からのお知らせです。

台風〇〇号は、〇日〇時頃、蓮田市に接近する予報となっています。

避難に時間がかかる、知人や親戚の家などの安全な場所の確保が困難などの理由により、念のため事前に避難を希望する方のために、次の自主避難所を〇日〇時から開設します。
(開設しました。)

自主避難所には食事や寝具などの用意はありませんので、必要なものは各自でご準備ください。

なお、詳細な情報は市ホームページ (<https://www.city.hasuda.saitama.jp/>) の「緊急・災害情報」でご確認ください。

〈開設する自主避難所〉

(自主避難第1段階)

- ・〇〇小学校 体育館（蓮田市〇丁目〇ー〇 048-768-〇〇〇〇）
- ・中央公民館 会議室（蓮田市東6-1-8 048-769-2002）
- (ペット避難所) ※ペット避難所とは、ペット同伴で避難できる避難所です。
- ・勤労青少年ホーム〇〇室（蓮田市見沼町4-3）

(3) 市HP

台風〇〇号に関するお知らせ

自主避難所の開設について

台風〇〇号の接近に伴い、次の施設を自主避難所として〇日〇時から開設いたします。
(開設しています。)

〈開設する自主避難所〉

(自主避難第1段階)

- ・〇〇小学校 体育館(蓮田市〇丁目〇-〇 048-768-〇〇〇〇)
 - ・中央公民館 会議室(蓮田市東6-1-8 048-769-2002)
- (ペット避難所) ※ペット避難所とは、ペット同伴で避難できる避難所です。
- ・勤労青少年ホーム〇〇室(蓮田市見沼町4-3)

※自主避難所への移動は危険を伴いますので、暴風雨時を避け、日没前の避難をお願いします。なお、日没までに避難ができなかった場合は、2階に移動するなど屋内での安全確保をお勧めします。

自主避難所利用にあたってのお願い

関連リンク【自主避難所利用のルール】

(4) 広報車

蓮田市水防本部(災害対策本部)からお知らせします。

台風〇〇号の接近に伴い、自主避難所として〇〇小学校、…を〇〇時に開設します。
(開設しています。)

自主避難所には食事や寝具などはありません。必要なものは、各自で準備してください。
早めの避難を心がけましょう。

ペット避難所については、ホームページをご覧ください。

〈繰り返し〉

※主要な場所では停車し、2回繰り返して放送し移動すること。
放送が、聞き取れるよう、走行速度に配慮して広報をすること。

Ⅸ 自主避難所でのルール揭示

○各自主避難所において、同様に避難者の受け入れや避難所運営が行えるよう「自主避難所の利用にあたってのお願い」を揭示し、ルールを明確化する。(様式1)

自主避難所でのルール

自主避難中の安全を確保し、少しでも快適にお過ごしいただくために、以下の点を遵守してください。

- ①自主避難所への避難途中及び退所後の帰宅途中の安全確保については、避難者の責任において注意しながら行動してください。自主避難所内での貴重品等の管理も同様に、避難者の責任において管理をお願いします。
- ②自主避難する際は、あらかじめ家族や知人に居場所を知らせておいてください。
- ③一時的かつ自主的な避難であることから、原則として食料品・日用品等の提供は行いません。あらかじめ各自で1日分の食料・飲料水・その他の必需品について、最低限の準備をして避難してください。(停電時以外、お湯の提供は可能です。)
- ④自主避難所敷地内は禁煙とし、酒類の持ち込みやペットの同伴は固くお断りします。
(ペット同伴の自主避難者は、所定の自主避難所に避難願います。)
- ⑤避難者は、入所・退所・外出時には、所定の避難者カードに必要事項を記入し、受付に提出してください。
- ⑥指定した部屋とトイレ以外は使用禁止となりますのでご了承ください。また、備え付けの物品などに手を触れぬようお願いします。
- ⑦発生したゴミなどは必ず持ち帰るとともに、退所時に入所者同士が協力して、使用した部屋などを必ず清掃するようにしてください。
- ⑧「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示」の発令時には、高齢者や障害のあるかたが避難所に避難することがあります。事前に自主避難されている方の中で、健康な方は場所や部屋の移動をお願いする場合があります。
- ⑨気象・災害情報の収集については、各自でご持参の携帯ラジオ、携帯電話等で収集してください。
- ⑩その他自主避難所では、避難所担当職員の指示に従っていただくと共に、疑問や不明な点についても、避難所担当職員にお尋ねください

自主避難所でのペット同伴のルール

- ペット同伴の自主避難者も、原則として一般の自主避難者と同様のルールとなりますが、さらに、次のことに留意して避難をお願いします。
- ①ペット同伴での自主避難所（以下、「ペット避難所」という）開設の有無や開設場所等について、市HP、安心安全メールもしくは電話問合せにより必ず確認してください。
- ②ペットの持込は、ケージでの移動ができる犬・猫・その他の小動物とし、自主避難場所（部屋）等でケージから出さないように管理してください。
- ③ペット同伴の自主避難場所（部屋）については、必ず避難所担当職員の指示に従い、他の場所への持込まないようお願いいたします。
- ④ペットの食料（エサ）等、その他ペットの飼育に必要なものは、自主避難者が持参してください。また、ペットの食料、排泄物等により、室内を汚す事が無いよう配慮してください。
- ⑤ペット避難所の閉鎖にあたっては、全ての自主避難者が協力し、使用した部屋などを必ず清掃するようお願いいたします。
- ⑥原則として、ペットの種類により避難場所（部屋）を分けることはできません。
- ⑦持込んだペットの種類、状況によっては、避難所担当職員もしくは施設管理者から持込みを断る場合があるのでご注意願います。

X 報告様式等

- (1) 避難者カード（様式2）
- (2) 外出届（様式3）
- (3) 退所届（様式4）
- (4) 定時報告書（様式5）

※上記の各様式については、別に示す。

XI 改定履歴

策 定 ・ 改定年月	改 定 内 容 等
令 和 2 年 8 月	策 定

【様式 2】

登録No.

《避難者カード》

※避難者カードは、世帯ごとに記載して下さい。

入所年月日・時間	年 月 日 時 分	(24 時間表記で記入)
退所年月日・時間	年 月 日 時 分	(24 時間表記で記入)

※1～5について、記入又は○をつけてください。

1	避難所名							
2	氏名等 避難者の場合は 避難所にいる方 を記載してくだ さい。(代表者を ①に記入)	No.	ふりがな 氏名	年齢	性別	血液型	疾病	介護
		①			男・女		有・無	有・無
		②			男・女		有・無	有・無
		③			男・女		有・無	有・無
		④			男・女		有・無	有・無
		⑤			男・女		有・無	有・無
		⑥			男・女		有・無	有・無
	⑦			男・女		有・無	有・無	
	住所							
	電話	()			代表者携帯：	()		
3	避難者以外に自 宅にいる家族等	氏名：	連絡先					
		氏名：	連絡先					
4	緊急連絡先	※親族の連絡先など 電話 ()						
5	特記事項	※特に配慮を必要とすることがあれば記載してください。						
		※資格など、協力できることがあれば、氏名と内容を記載してください。 氏名 内容：						

※以下の表は避難所担当職員が記載します。

入所時（提出時チェック） <input type="checkbox"/> 記入内容の確認 <input type="checkbox"/> 二次搬送（福祉避難所・病院等）の要否確認 <input type="checkbox"/> 感染症等の罹患確認
特記事項（障がい有・高齢者・乳幼児等）

《 外 出 届 》

避難所名 : _____

ふりがな	
氏 名	
外出期間時間	
外 出 先	
同行者氏名	①
	②
	③
緊急時の連絡先	携帯電話 :
	そ の 他 :
備 考	

※外出先から避難所に戻った際には、必ず自主避難所担当職員にお知らせ願います。

【様式 4】

登録No.

《 退 所 届 》

退所年月日	年 月 日
-------	-------

避難所名 : _____

フリガナ 氏 名	性別	生 年 月 日	退 所 後 住 所 連 絡 先
()	男・女	MTSHR 年 月 日	(- -)
()	男・女	MTSHR 年 月 日	(- -)
()	男・女	MTSHR 年 月 日	(- -)
()	男・女	MTSHR 年 月 日	(- -)
()	男・女	MTSHR 年 月 日	(- -)
()	男・女	MTSHR 年 月 日	(- -)
()	男・女	MTSHR 年 月 日	(- -)

退所時（提出時チェック）
<input type="checkbox"/> 記入内容の確認 <input type="checkbox"/> 避難者カードとの照合・退所の記載（見え消し）
特記事項

【様式 5】

